

住民監査請求に基づく監査結果の意見に係る見解等

監査の対象：平成30年12月14日付け住民監査請求（平成31年2月7日付け大監第116号）

所管所属：生野区

提出日：平成31年3月27日

意見	意見に係る見解、経過及び現状等
<p>今回の監査で、A協議会が地活協の認定要件を満たしていることの確認として、生野区が閲覧したとされる平成29年度収支決算書には、当該事業に係る売上の積立残高が繰越金として計上されておらず、平成29年10月26日及び同年11月1日に平成28年度地活協補助金の一部交付決定取消に伴う返還金及びこれに伴う加算金を当該積立金から支出した内容が反映されていなかったことから、生野区による確認が十分ではなかったと言わざるを得ない。また、当該利益を充当する活動内容の確認として、A協議会理事長への聞き取りのみとしている点についても、その証拠書類等を閲覧するなど十分な確認が行われたとはいえない部分があったことは否めない。</p> <p>生野区においては、地活協補助金の適正な執行のため、補助対象事業において利益が発生している場合には、その活用状況についてより厳密な確認を行うよう改められたい。</p> <p>一方で、要領では、地活協が補助対象事業において事業収入の確保など自助努力等によってもたらされた利益については、補助金の趣旨から見れば本来は区役所に返還すべきところ、例外的に新たな地域活動の実施や既存の地域活動の拡充、その他地域活動の活性化にかかる目的で活用する場合に限り、地活協の自主財源として扱い、翌年度の事業に対しても活用できるとされている。そのため、これらの目的に合致していることは本市の説明責任の観点からも厳密な確認が求められるべきであるが、現行の要領では、これらの目的に沿った事業等の内容が具体的に示されておらず、厳密な確認を行う上においては不十分なものと考えられる。</p> <p>また、要領では、当該利益が充当された活動内容は、資料又は地活協の役員等への聞き取り等により確認することとされているが、今回の生野区のように地活協理事長のみへの聞き取りにより確認を行っている場合に、事実関係を正確に確認できない場合が発生する可能性がある。</p> <p>これらのことから、要領を作成した市民局とも協議し、要領等において、地活協の利益が活用できる目的について具体的に規定するとともに、当該利益が充当された活動内容の確認は、その事実がより正確に確認できるような確認方法を規定するなどにより、本市の説明責任が果たせるものとされたい。</p>	<p>現在、A協議会に対しては、定期的に面談を重ね、理事長、会計担当を中心に会計処理の改善に向けて指導を進めています。また、平成30年度から地域活動協議会補助金実績報告の際に、補助対象事業において利益が発生している場合は、当該事業について、利益の活用状況を記載した収支決算書を提出させ、確認を行うこととし、A協議会を含むすべての地活協に指導をしています。</p> <p>今回の住民監査請求を受けて、当区において要領に則り運用していなかったため、A協議会全体の収支決算書が適切に作成されていないことを十分に確認できなかったことが判明しました。そのことを真摯に反省し、地活協が得た利益については、要領に記載のとおり、例えば、補助対象経費への充当であるか、地活協の自主事業にかかる経費への充当であるか、また、目的を明らかにした積立金への充当であるかなどの具体的な活用方法を確認し、その方法について疑義が生じた場合は、必要に応じて市民局と協議をしていきます。</p> <p>地活協の利益が活用できる目的や確認方法について、市民局と協議しました。目的については、要領P7(6)①に記載のとおり、地域活動の活性化にかかる目的で活用する場合に限り、利益を自主財源として活用ができること、さらに、その確認方法は、要領P18Ⅲ6(2)に記載のとおり、地活協の認定要件の確認・指導・支援を行うために、認定要件チェックリストひな形、収支決算書ひな形等に記載の標準化された確認ポイントをふまえ、地活協からの資料入手や現地確認結果を記録に残すなどにより、本市の説明責任を果たしていくものと見解が示されました。今後、要領を適切に運用し、かかる利益の活用状況についての厳密な確認を徹底してまいります。</p>